

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [畜産](#) > [家畜生産・畜産環境等](#) > [畜舎等の建築等について](#)

## 畜舎等の建築等について

### 1. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が令和3年5月19日に公布されました。本法律は、本法律による基準の適用を希望する方が、畜舎等の構造等及び利用に関する計画（畜舎建築利用計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合に、計画に基づき建築される畜舎等について建築基準法の適用が除外されるものです。

#### 1. 法律

- ・ [法律概要\(PDF：198KB\)](#)
- ・ [畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律\(PDF：187KB\)](#)

#### 2. 政令

- ・ [畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令\(PDF：41KB\)](#)

#### 3. 省令

- ・ [農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則\(PDF：77KB\)](#)
- ・ [畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則\(PDF：628KB\)](#)
- ・ [様式\(PDF：486KB\)](#)

#### 4. 通知

- ・ [畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）\(PDF：677KB\)](#)

#### 5. 参考資料

- ・ [畜舎特例法の概要\(PDF：318KB\)](#)
- ・ [畜舎特例法の基準等に係る省令の概要\(PDF：881KB\)](#)

### 説明会開催のご案内

以下の日程により「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に関するWEB説明会を開催いたします。参加を希望される方は下記URLのサイトより必要事項を入力の上、お申込みください。

日程：令和4年3月7日（月曜日）～11日（金曜日） 各日13:30～15:30

開催方法：web開催（Zoom）

- 議題：1. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律及び施行規則の概要について  
2. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）  
3. 質疑応答

参加対象：指定なし（各日90名程度、上限に達し次第、申し込みを打ち切ります。）

申込方法：[申込要領\(PDF：157KB\)](#) をご確認くださいの上、[こちら](#) からお申込みください。

### 関連資料

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に関する農業者との意見交換会の開催について（令和3年8月3日）

[資料\(PDF：825KB\)](#)

本資料の14ページに記載している「今後のスケジュール」において、「政省令の公布」の予定が10月末となっておりますが、省令は令和3年12月16日に公布されました。

新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（第1回）（令和2年2月4日）

[配布資料\(PDF : 3,914KB\)](#) 、 [【分割版】その1\(PDF : 1,918KB\)](#) 、 [その2\(PDF : 1,919KB\)](#)  
[議事録\(PDF : 716KB\)](#)

#### 新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（第2回）（令和2年3月3日）

[配布資料\(PDF : 6,059KB\)](#) 、 [【分割版（低画質）】その1\(PDF : 1,444KB\)](#) 、 [その2\(PDF : 773KB\)](#)  
[議事録\(PDF : 698KB\)](#)

#### 新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（第3回）（令和2年5月11日）

[配布資料\(PDF : 676KB\)](#) 、 [【分割版】その1\(PDF : 377KB\)](#) 、 [その2\(PDF : 354KB\)](#)  
[概要\(PDF : 65KB\)](#) 、 [別紙\(PDF : 188KB\)](#) 、 [別添\(PDF : 719KB\)](#)

#### 新しい畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（中間取りまとめ）

[資料\(PDF : 189KB\)](#)

## 2. 建築基準法に基づく畜舎建築基準

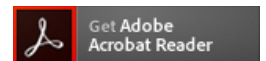
畜舎（堆肥舎、付属施設を含む）は、住宅等の多い地域から離れていること、一般住宅等と比べて人が居る時間が少ないこと等を踏まえ、荷重、防火、構造等に関する基準について緩和を行っています。  
詳細については、[社団法人 中央畜産会（外部ページ）](#) をご覧ください。

### お問合せ先

#### 畜産局企画課

担当者：畜舎建築基準等制度検討室  
代表：03-3502-8111（内線4894）  
ダイヤルイン：03-3502-5992

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[イベント情報](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省  
トップページへ](#)

# 農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
法人番号：5000012080001

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に関する  
WEB 説明会の参加について

(1) 申込方法

参加を希望される方は、インターネットにて以下の申込フォームにより、氏名（ふりがな）、連絡先（電話番号、メールアドレス）、職業・勤務先・所属団体名、必要回線数をご記入の上、お申込みください。お電話でのお申込みは御遠慮ください。

なお、お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

<お申込み先>

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/chikusan/c\\_kikaku/220214.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/chikusan/c_kikaku/220214.html)

(2) 申込締切

令和4年3月2日（水曜日）17:00 まで

(3) 参加に当たっての留意事項

当説明会の参加に当たり、次の留意事項を厳守してください。これらを守られない場合は参加をお断りする又は途中退席していただくことがあります。

- ア. 会議中はカメラ・マイクをミュートに設定すること。
- イ. 会議を録音、撮影しないこと。
- ウ. 会議の進行を妨げるような行動をとらないこと。
- エ. その他、事務局職員の指示に従うこと。

(4) 報道関係者の皆様へ

報道関係者の皆様におかれましても、上記の<お申込み先>よりお申込みください。なお、取材につきましては、説明会終了後にお電話にてご連絡ください。

イージー&スマートに  
ダイレクト申請！



農林水産省  
共通申請サービス  
始まりました



農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました！

**Point 1** 自宅のPC、スマホから申請可能に



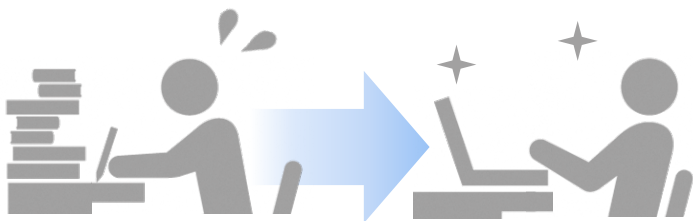
役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコン<sup>(※1)</sup>やスマートフォン<sup>(※2)</sup>、タブレットからも申請できます。  
ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省けます。

- ※1 OSは、Windows10（ブラウザはGoogle Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge（Chromium）又はmacOS10.14以上（同Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari）の動作を保証
- ※2 OSは、Android9.0以上（同Google Chrome）又はiOS（同Apple Safari）の動作を保証



**Point 2** 紙の管理が不要に

申請書類を紙で管理する必要はありません。  
過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けます。



**Point 3** 審査状況の確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます！

もちろん安全対策もしっかり  
二要素認証でなりすまし対策を実施しています。



経済産業省が構築した法人共通認証基盤（GビズID）で払い出されるIDを利用します。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認が行われます。

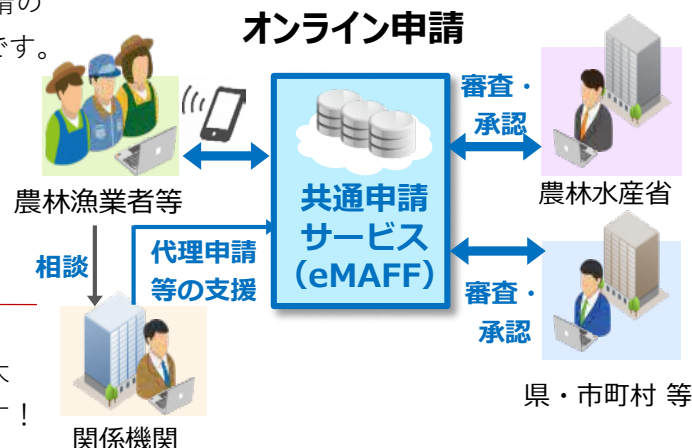
申請可能な手続

令和2年度（2020年度）から、一部の手続についてオンライン申請の受け付けを開始しているほか、令和3年度は大幅に拡大する予定です。

- ・認定農業者制度（国・都道府県認定、市町村認定の一部の受付を開始。）
- ・経営所得安定対策等制度（9農業再生協議会が受付を開始。順次拡大中。）
- ・関税割当制度（乳製品について先行導入。令和3年以降品目拡大）等

今後の展開

令和3年度（2021年度）から共通申請サービスは本格稼働します。林業・漁業も含め農林水産省の申請手続のオンライン化を順次拡大し、令和4年度までに全ての手続のオンライン化を目指しています！



令和4年2月16日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和4年2月17日から令和4年3月18日までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の改正及び畜舎等に係る基準の特例の細目を制定するものです。概要については、別紙を御覧ください。

- （1）畜舎等における消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例に関する事項
- （2）危険物取扱者・消防設備士免状の写真に関する事項

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
  - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
  - ・ 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
  - ・ 畜舎等の基準の特例の細目（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和4年3月18日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 規制の事前評価

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております。規制の事前評価書は別紙6、その要旨は別紙7のとおりです。

### 5 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）  
消防庁予防課 桑折課長補佐、中村  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）の改正及び畜舎等に係る基準の特例の細目を制定するものです。

- （1）畜舎等における消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例に関する事項
- （2）消防設備士・危険物取扱者免状の写真に関する事項

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和4年2月17日（木）から令和4年3月18日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ

の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：中村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。



## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁  
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行令の一部を改正する政令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について

令和 4 年 2 月  
消防庁 予防課  
消防庁 危険物保安室

### 【概要】

消防法施行令別表第一（15）項に掲げる防火対象物のうち畜舎等について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置基準に係る規定の整備を行うもののほか、消防設備士・危険物取扱者免状の写真に関する事項について所要の改正を行うものである。

### 【改正法令等】

- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）
- ・ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（新規制定）

## 1 消防法施行令の一部を改正する政令（案）について

### 【改正理由】

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、一定の要件を満たした畜舎について建築基準法の適用を除外するための所要の法整備を行うこととされたことを受け、第204回国会において畜舎新法が制定された。

また、同計画において、「消防法（昭和23年法律第186号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、（中略）規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」とされたことを契機として、消防庁では、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施するとともに、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、実態に即して合理的で統一的な基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

### 【改正内容】

現行の消防法令において、いわゆる畜舎は、政令別表第一（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い（畜舎全体の8割弱が令第32条の特例適用により消火器のみを設置）状況である。

今般、そうした特例適用の状況等も踏まえ、政令においても、畜舎を含む政令別表第一（15）項に掲げる防火対象物について、総務省令で定める消防用設備等の設置で足りることとする特例を定めることができることとするための規定を設けるものである。

### 【施行期日】

令和4年4月1日

## 2 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

### （1）畜舎等に係る基準の特例に関する事項（第32条の3及び第33条（政令改正関係））

#### 【改正概要】

「1 消防法施行令の一部を改正する政令（案）」に基づき、畜舎のほか、当該畜舎の関連施設（※）や堆肥舎について、次の要件①②を満たす場合は、消防用設備等の設置について適用する基準の特例を定めるもの。※搾乳施設及び畜舎に附随する集乳施設。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと
- ② 周囲の状況から延焼防止上支障がないこと

#### <基準の特例の概要>

##### ○ 消火器具

実態に応じて設置基準を緩和する。

| 現行基準                | 緩和基準                                                |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 各部分から20メートルごとに配置する。 | 専ら家畜の飼養又は排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く各部分から20メートルごとに配置する。 |

##### ○ 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備

| 現行基準                   | 緩和基準      |
|------------------------|-----------|
| 防火対象物の面積、階、構造等により設置する。 | 設置を不要とする。 |

##### ○ 自動火災報知設備・非常警報設備

原則、設置は不要。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上（※）となる場合は、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、設置を必要とする。

※ 一般的な事務用途の建物において自動火災報知設備や非常警報設備の設置が必要となる規模。

|          | 現行基準                                               |
|----------|----------------------------------------------------|
| 自動火災報知設備 | ・延べ面積1,000㎡以上のもの<br>・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が300㎡以上のもの |
| 非常警報設備   | ・収容人員が50人以上のもの<br>・地階及び無窓階で、収容人員が20人以上のもの          |

※ ただし、自動火災報知設備及び非常警報設備の設置が必要となる場合であっても、実態を踏まえ、専ら家畜の飼養に供する部分には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

○ 誘導灯・誘導標識

|      | 現行基準                                            | 緩和基準                                                                       |
|------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 誘導灯  | 地階、無窓階及び11階以上の部分                                | 無窓階は、設置が必要。ただし、各部分から二方向に避難可能で、かつ、避難口を見とおし、識別できる構造を有するなど、避難が容易である場合は、設置は不要。 |
| 誘導標識 | 全ての防火対象物<br>(誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。) |                                                                            |

○ 消防用水

畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、設置が必要。ただし、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、設置基準について、以下のとおり実態を踏まえた緩和を行う。

- ① 木造以外の平屋建てで、高さが16メートル以下の場合は、設置基準を緩和(5,000㎡以上→10,000㎡以上)

|                | 現行基準                      | 緩和基準                                                                                  |
|----------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐火建築物          | 1階及び2階の床面積の合計が15,000㎡以上のも | 1階及び2階の床面積の合計が15,000㎡以上のも                                                             |
| 準耐火建築物         | 1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上のも | 1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上のも                                                             |
| 耐火建築物、準耐火建築物以外 | 1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上のも  | 1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上のも<br><br><u>ただし、木造以外の平屋建てで、高さが16メートル以下の場合は、床面積が10,000㎡以上のも</u> |

- ② 2以上の畜舎が接続される場合において、延焼防止上支障のない場合※は、別の建物とみなす。  
※ 各畜舎が延焼防止上支障ない構造(可燃材料を用いない等)で、相互間の距離が6メートルを超え、かつ、接続部分が延焼上支障ないよう措置(不燃材で造り、可燃物を存置しない等)した場合

【施行期日】

令和4年4月1日

(2) 消防設備士・危険物取扱者免状の写真に関する事項(省令第33条の6及び府令第52条(別記様式関係))

【改正概要】

政府の規制改革の取組において、身分証や資格試験で提出をを求める写真のサイズ等の集約が推進されているところ、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則において定められている写真のサイズについて必要な見直しを行うこととなった(見直し対象は以下のとおり。)

| 規定                                           | 現行サイズ               | 改正後サイズ                                                          |
|----------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 消防法施行規則第33条の6第3項(第33条の7、第33条の13で準用する場合も含む。)  | 上三分身像の縦4.5cm、横3.5cm | 上三分身像の縦4.5cm、横3.5cm<br>又は旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)別表第一に定める要件を満たしたもの |
| 危険物の規制に関する規則第52条第2項第1号(第53条、第58条で準用する場合も含む。) | 上三分身像の縦4.5cm、横3.5cm | 上三分身像の縦4.5cm、横3.5cm<br>又は旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)別表第一に定める要件を満たしたもの |

※ 見直しはパスポート規格の写真(旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)別表第一に定める要件を満たしたもの)について追加で定めるものであり、従前の写真についても引き続き使用して差し支えない。

**【施行期日】**

公布の日から施行する。

### 3 畜舎等に係る基準の特例の細目(案)について(政省令改正関係)

**【概要】**

「2(1)畜舎等に係る基準の特例に関する事項(第32条の3及び第33条(政令改正関係))」に関連し、省令第32条の3第2項及び第3項の基準の特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準並びに当該基準の特例の細目について定めるもの。

- ① 特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準
  - ・省令第32条の3第1項第1号の防火上及び避難上支障がないものについて
  - ・省令第32条の3第1項第2号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものについて
- ② 基準の特例の細目
  - ・規則第32条の3第3項の規定の読み替え後の令第27条第1項第1号及び第2項の消防庁長官が定める構造について
  - ・規則第32条の3第3項の規定による読み替え後の規則第6条第1号の消防庁長官が定める部分について
  - ・規則第32条の3第3項の規定による読み替え後の規則第24条第5号二及び第25条の2第2項第1号ハの消防庁長官が定める部分について
  - ・規則第32条の3第3項の規定による読み替え後の規則第28条の2第1項第3号口、第2項第2号口及び第3項第3号口の消防庁長官が定める部分
  - ・規則第32条の3第4項の消防庁長官が定める基準

**【施行期日】**

令和4年4月1日

## 政令第 号

## 消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの」を「次に掲げる防火対象物又はその部分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの
- 二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

## 附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

消防法施行令別表第一(十五)項に掲げる防火対象物について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとする必要があるからである。



○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現 行                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 次に掲げる防火対象物又はその部分</p> <p>— については、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの</p> <p>二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの</p> | <p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるものについては、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものをいう。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものをいう。をいう。以下同じ。)とする。

[新設]

一 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

二 周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

2 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。))の床面積の合計が千平方メートル以上(令第十条第五号に規程する無窓階にあつては、三百平方メートル以上)のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第一章第三節第一款から第六款までの規定

二 前項の畜舎等(前号に掲げるものを除く。))のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四条、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第一章第三節第一款から第六款までの規定

三 前項の畜舎等(前二号に掲げるものを除く。)) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

3 第一項の畜舎等に対する令第二十七条第一項第一号及び第二項、第六条第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号ハ、第二十八條の二第二項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六条第六項第一号中「当該防火対象物の各部分」とあるのは「当該防火対象物の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」及び令第二十四條第五号二中「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分」とあるのは「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」のと、

「当該防火対象物の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」のと、第二十四條第五号二中「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分」とあるのは「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」のと、

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二十五条の二第二項第一号ハ中「各階ごとに、その階の各部分」とあるのは「各階ごとに、その階の各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」と、第二十八条の二第二項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「室内の各部分」とあるのは「室内の各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p> <p>4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これらに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分は、令第二十七条の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p> <p>(防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例)</p> <p>第三十三条 令第三十一条第二項第二号の総務省で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。</p> <p>2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 写真</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 略〕</p> | <p>(防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例)</p> <p>第三十三条 令第三十一条第二項の総務省で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。</p> <p>2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 写真</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 同上〕</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第三十二条の三及び第三十条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定に基づき、畜舎等に係る基準の特例の細目を次のように定める。

令和四年 月 日

消防庁長官 内藤 尚志

### 第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

### 第二 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ロ) あらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第五号に規程する無窓階が存しないこと。

(ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のもに到達しうること。

(二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であつて、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

(イ) 不特定又は多数の者が利用する部分

(ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分

(ハ) 多量の火気を使用する部分

ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

ハ 次に掲げる構造を有するものであること。

(イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できらるものであること。

(ロ) 当該居室のあらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

二 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。

二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

(二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 不燃材料で造られたものであること。



ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

### 第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次に定めるところによるものとする。

(一) 木造以外の平屋建てであること。

(二) 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

二 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分（当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。）とする。

四 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられてお

り、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうち二以上のものに到達しうること。

(二) 畜舎等のあらゆる部分から(一)の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

五 規則第三十二条の三第四項の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 渡り廊下その他これらに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

(二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。

(三) 畜舎等の二以上の部分を接続する接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排煙口を設けたものであること。た

だし、煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メートル以上であること。

ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

## 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

3 消安第 6374 号

3 畜産第 1748 号

令和 4 年 2 月 22 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
畜産局企画課長  
畜産振興課長

## 畜舎特例法の認定等における認定拒否事由の取扱いについて

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）及び農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省令第 69 号。以下「規則」という。）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

畜舎特例法は、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づく畜舎等に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例を定めたものです。

畜舎特例法においては、家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）等の関連法令の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる者（規則第 4 条に規定する者）に対しては、畜舎特例法第 3 条第 1 項の認定、第 4 条第 1 項の変更の認定又は第 10 条第 1 項から第 3 項の認可（以下「認定等」という。）をしてはならないこととされています。

認定等に当たっては、認定等の申請書に家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、関係法令の規定に違反している旨記載がある場合に、畜舎特例法担当部局から違反している法令の担当部署に照会することとなっています。このため、貴部局におかれては、畜舎特例法に係る認定等に当たり、申請者及び認定の申請に係る畜舎等の借主（以下「申請者等」という。）に関して、申請者等から家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理についての家伝法又は家畜排せつ物法の規定の違反事実の自己申告があった場合は、違反の是正の見込みを判断して認定等を行っていただくこととなりますので、御対応方お願いいたします。

この場合、申請者等が家伝法又は家畜排せつ物法の規定の違反を是正する見込みがないか否かは、違反に対する指導等の状況及びその指導等に対する申請者等の対応状況等を考慮し、申請者等が違反の是正を行わない意思が明らかな場合には、是正する見込みがないと判断していただくようお願いいたします。